

桶川市内保育所等の災害時における臨時休園等ガイドライン

1 目的

台風、集中豪雨、地震等の自然災害発生により、人的・物的被害が生じる恐れが高まったとき（以下、「災害時」という。）に、児童のみならず、保護者、保育従事者等の安全を守るため、桶川市内の公立保育所、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所（以下、「保育所等」という。）における臨時休園の基準及び対応等についてガイドラインを策定する。

2 臨時休園の判断

市は、本ガイドラインに基づき、災害時の臨時休園の判断を行い、保育所等へ連絡を行う。ただし、災害の状況等によって、市からの臨時休園の連絡が間に合わない場合は、保育所等は、市のホームページ等において避難情報等を確認の上、本ガイドラインに基づき臨時休園を判断し、市に連絡するものとする。

3 臨時休園の基準・対応

(1) 臨時休園を検討すべき災害の基準

下記に該当する場合は臨時休園とする。ただし、安全に保育が可能と判断される場合については、休園しない又は、保育を再開するものとする。

災害の種別	風水害等	地震	その他
内容	警戒レベル3 (高齢者等避難)	震度5弱以上	鉄道等の計画運休等により、保育の実施が難しい場合
	警戒レベル4 (避難指示)		
	警戒レベル5 (緊急安全確保)		

※警戒レベルについては、市が発令するもの

(2) 臨時休園

市からの要請があった場合又は、建物及び周辺の状態確認を行い、施設を閉じる必要があると判断した場合は、臨時休園とする。

※保育所等において、臨時休園の判断をした場合には、市の担当課へ連絡を行う。

(3) 保育所等における臨時休園時の対応

開園前に災害が生じたとき	開園中に災害が生じたとき
臨時休園のタイミング ➡開園せず休園 ①臨時休園決定後、保護者に臨時休園を行う旨の連絡を速やかに行う。	臨時休園のタイミング ➡利用児童の降園後 ①施設の状況に応じて園内又は安全が確保される場所に集合し、利用児童及び職員の安全確認を行う。 ②臨時休園決定後、保護者にお迎え依頼、及び臨時休園を行う旨、市の担当課へ速やかに連絡 ※利用児童の保護者への引き渡しについては、安全な状況になった後に行う。

4 保育の再開の基準・対応

市は、本ガイドラインに基づき、避難情報が解除されたときは、保育所等に保育の再開を連絡する。

(保育所等の対応)

- ・市から連絡を受けた保育所等は、次の確認事項を確認する。
- ・安全に保育できる状況を確認した後、保育所等の再開の旨を市に報告する。
- ・保護者へ保育所等の再開をメール等で連絡する。

(保育所等の再開のための確認事項)

- ・施設及び施設周辺の安全の確保
- ・ライフライン（電気、水道、ガス、交通等）の状況
- ・給食の提供の可否（必要に応じて、一時的な弁当持参等を検討）
- ・職員体制の確保

5 代替保育

市は、災害時に勤務を要する社会的要請が強い医療関係等の職種に従事する保護者の児童に対して、児童、保護者、保育従事者等の安全に留意した上で、安全に保育することが可能であると判断される場合、代替保育施設における保育の実施に努める。

6 保護者への事前周知

市は、本ガイドラインによる基準・対応を市のホームページに公表する。